

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。
この法律では、「部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

なくそう 部落差別

私たちみんなの力で
差別のない明るい社会を築きましょう

10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間です

その身元調査は必要ですか？

部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。

人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください

大阪府

大阪府人権相談窓口(一般財団法人大阪府人権協会)

TEL:06-6581-8634

受付時間

平日/ 9:30~17:30 (祝日・年末年始を除く)

夜間/17:30~20:00 (毎週火曜日/祝日・年末年始を除く)

休日/ 9:30~17:30 (毎月第4日曜日)

大阪法務局

みんなの人権110番(全国共通)

TEL:0570-003-110

受付時間

平日/ 8:30~17:15 (年末年始を除く)

大阪府 同和問題と人権



大阪府